



熱中症に注意!!

予防のためにこまめな水分、塩分の補給を心がけ、休憩も十分に取しましょう。

建設長崎

June
No.648

2019年 6 月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含ます

印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄



九州各県より90名の仲間が集結

六月六日〜七日にかけ、国土交通省九州整備局と福岡市内に支店があるゼネコン、大手住宅企業二十二社に対し、九州地方建設労働組合協議会（九地協）の仲間九十名と共に八班に分かれ企業交渉を実施。

建設長崎からは、賃金対策部を中心に九名が参加。船津執行委員長を団長に積水ハウス（株）、セキスイハイム九州（株）の二社へ要請を行いました。

交渉のポイントとして、建設労働者の賃金引上げが実感されない事、働き方改革における労働条件の改善やフルハートネス、熱中症対策などの労働安全衛生対策、建退共制度等の労働者の処遇改善について確認し、要請へ。

建設長崎は四班の団長・労働安全については、フルハートネス特別教育講習の完全受講、器具も職種別に完全着用との事でした。熱中症対策としては、現場にミストシャワー付き休憩テントやスポットクーラーを配置、空調服には購入補助を行い、完全着用を義務化との事でした。

二日目は、セキスイハイム九州（株）に対し要請。賃金面では、工事単価請負の中で、適正な金額にて試算している。法定福利費は一次に依頼し、週休二日制についても、請負契約における工期で出来る限り休日を取るよう対応しているとの回答でした。

労働安全については、熱中症対策として空調服の購入補助やOSIや塩アメの配布など対策を講じているといった報告がありました。建設キャリアアップシステムへの対応については二社共に独自の管理システムを活用。現段階では本社として対応していないという回答でした。

二社との交渉を行い、住宅企業の中で人材不足、高齢化への懸念の報告が多く、賃金や処遇改善について今後も強く要請が必要だと感じられました。

六月六日〜七日にかけ、国土交通省九州整備局と福岡市内に支店があるゼネコン、大手住宅企業二十二社に対し、九州地方建設労働組合協議会（九地協）の仲間九十名と共に八班に分かれ企業交渉を実施。

建設長崎からは、賃金対策部を中心に九名が参加。船津執行委員長を団長に積水ハウス（株）、セキスイハイム九州（株）の二社へ要請を行いました。

交渉のポイントとして、建設労働者の賃金引上げが実感されない事、働き方改革における労働条件の改善やフルハートネス、熱中症対策などの労働安全衛生対策、建退共制度等の労働者の処遇改善について確認し、要請へ。

建設長崎は四班の団長・労働安全については、フルハートネス特別教育講習の完全受講、器具も職種別に完全着用との事でした。熱中症対策としては、現場にミストシャワー付き休憩テントやスポットクーラーを配置、空調服には購入補助を行い、完全着用を義務化との事でした。

二日目は、セキスイハイム九州（株）に対し要請。賃金面では、工事単価請負の中で、適正な金額にて試算している。法定福利費は一次に依頼し、週休二日制についても、請負契約における工期で出来る限り休日を取るよう対応しているとの回答でした。

労働安全については、熱中症対策として空調服の購入補助やOSIや塩アメの配布など対策を講じているといった報告がありました。建設キャリアアップシステムへの対応については二社共に独自の管理システムを活用。現段階では本社として対応していないという回答でした。

二社との交渉を行い、住宅企業の中で人材不足、高齢化への懸念の報告が多く、賃金や処遇改善について今後も強く要請が必要だと感じられました。

建設労働者の賃金確保や処遇改善を!! ―大手住宅企業各社に対して― 〈九州各県連の仲間と交渉〉

6/6~6/7
福岡市



要望書を手渡す船津委員長(左) セキスイハイム九州(株)にて

九地協青年交流集会

―福岡県久留米市―

ドッチビー大会・太刀洗平和記念館の視察

～建設長崎から 8 名参加～



参加者全員で記念撮影 (太刀洗平和記念館にて)

九州の仲間と良い交流ができた

五月十九日〜二十日、福岡県建設労働組合主催の九地協交流集会（久留米市）に行きつて参りました。今回は、担当の浦上総支部から六名と私、事務局長の方山君の八名の参加でした。

思い起こせば十年前、初めて参加した九地協交流集会も久留米でした。当時、私が青年部長をするなんて思ってもいませんでしたが、長いこと青年部の役員をやらせて頂いて、九州内にも沢山の友人ができました。

今回この九地協青年部では、平和について考える流れが出来つつあります。一昨年の沖縄の基地問題、昨年の長崎・高井校生平和大使と続き、今年、「太刀洗平和記念会館の視察」を行いました。その後、働き方改革についての講演がありました。

二日目はレクレーションで、ドッチボールのボールをフリスビーに変えた「ドッチビー大会」。

初めて行いましたが楽しくプレーすることができました。二枚のフリスビーを使って試合を行うので、制限時間前には決着がつかない。

今回の特色として、県連対抗ではなく、一日目の懇親会の座席をくじ引きし、同じテーブルになった人が同チームというシステムでした。最初は知らないメンバー同士も、最後には仲良く盛り上がり、より交流が出来たのだと思います。

来年は熊本での開催予定です。参加される方は、是非、積極的に交流を深めて頂きたいと思っています。

(村上昌也)

四年連続で組織純増 (九十四名増)

昨年の大会で、「組織の力を結集し、年間四〇〇名の拡大目標を達成しよう」をスローガンに掲げ、前期（六月〜十一月・後期十二月〜五月）の行動期間を設定。各支部では拡大目標達成に向け取り組みました。今年度も更なる組織増勢を図るため、分会・班の仲間のつながりなど内部強化を目標としました。

この一年間の組合全体の加入者数は四六五名で、昨年に続いて四〇〇名の年間目標数を突破。八支部が拡大目標を達成しました。

一方、脱退者数は三七一名。この結果、年間九四名の純増（五月末組織数六、四八五名）となり四年連続で年間実増を勝ち取りました。

この一年間、未加入者の紹介や拡大ふれあい行動に取り組んで頂いた組合員・青年部・主婦会の皆様に感謝申し上げます。

【一年間の支部別 加入・脱退・純増数】
(令和元年 5 月末現在)

支部名	目標数	加入	脱退	純増数
中 央	24	26	18	8
大 浦	19	19	10	9
市 南	22	17	27	-10
東 長 崎	27	26	13	13
浦 上 西	33	54	35	19
浦 上 東	20	16	26	-10
西 彼	31	45	33	12
諫 早	38	57	26	31
大 村	25	41	21	20
島 原	27	50	25	25
佐世保中央	29	27	40	-13
佐世保東	33	31	37	-6
佐世保北	26	18	25	-7
北 松	23	29	22	7
平 戸	18	7	11	-4
合 計	400	465	371	94

草野 勝義 氏

島原市議選二期連続当選

六月二日

投票開票

一、一三五票
(二〇位)

ご支援ありがとうございました。

全建総連技能者育成基金制度

全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援することを目的に技能者育成基金制度を創設。2018年4月から資格取得による報奨金制度を実施。「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じ3千～1万円を全建総連から申請者（組合）を通じて組合員の方々に支給します（対象資格は下表を参照）。

資格取得で
報奨金を
GET！

◎申請方法

- ①資格取得報奨金制度申請書（※要印鑑持参）
- ②資格取得を証明する書類（合格証書、修了証明書等）
以上を組合（各支部事務所）へ提出して申請を行って下さい。

◎申請時の注意点

- ・受講時に組合員であること。
- ・2018年4月1日以降に新たに合格した資格であること。
- ・組合費等の滞納（3ヶ月以上）がないこと。
- ・申請期限は資格取得から3年以内。

資格取得報奨金制度の対象資格・区分

区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者

区分2：6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許

区分3：3,000円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質等、鉛、四アルキル鉛等、木材加工用機械、地山の掘削、土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿



出場選手（写真手前の列）
山下 政樹（北松） 瀬尾 友謙（佐・中） 梅里 健太（北松） 高取 征治（大村） 梅原光史郎（大村）

二年振りの開催も選手確保が課題

青年技能競技大会

六月二日(日)、佐世保高等技術専門校（佐々町）で「建設長崎青年技能競技大会」が開催されました。

昨年は出場者不足により開催が見送られましたが、今年は三支部から五名が出場し、開催できることとなりました。

競技時間六時間十五分の中で課題「四方転び踏み台」の製図と加工組み立てを行い、その出来栄で順位を競います。選手達は日頃の仕事終わりや休日の時間の合間を縫って、練習に取り組んできました。

競技終了後、審査員の厳正な審査によって順位が決定され、金賞に佐世保中央支部の瀬尾友謙さん、銀賞に北松支部の山下政樹さん、銅賞に梅里健太さんがそれぞれ入賞しました。尚、今大会は全国青年技能競技大会の予選会も兼ねており、三十六歳以下の上位二名、瀬尾友謙さんと山下政樹さんは石川県で開催される全国大会に出場することとなります。

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行

働き方改革関連法の主な項目

	項目	概要	施行日		根拠法
			大企業	中小	
1	労働時間の状況の把握の実効性確保	●現認や客観的な方法による労働時間の把握を義務化する。 (管理監督者含むすべての労働者)	2019.4.1	2019.4.1	労働安全衛生法
2	時間外労働の上限規制	●時間外労働の上限を原則月45時間、年360時間とする。 ●特別条項は年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度とする。	2019.4.1	2020.4.1	労働基準法
	限度基準適用除外見直し	●自動車運転の業務、建設事業、医師等、時間外労働の限度基準適用除外を見直す。	2024.4.1	2024.4.1	労働基準法
3	年次有給休暇の年5日取得義務	●年10日以上の子休付与者は、毎年、時季を指定して年5日の取得を義務とする。	2019.4.1	2019.4.1	労働基準法
4	月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	●月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上とする。	—	2023.4.1	労働基準法

具体的には

残業時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも月100時間未満、年720時間以内、複数月平均80時間以内を超えることはできません。建設事業は施行まで5年間の猶予措置がありますが、建築設計やビルメンテナンス、製造に近い働き方の職種については猶予されない可能性があります。



事業主は、10日以上の子休有給休暇があるすべての労働者について、労働者の申し出の有無に関係なく毎年5日間、時季を指定して有給休暇を与えなくてはなりません。ただし、労働者自ら有給休暇を取得した場合や「計画的付与制度」により取得した日数分については、消化義務の5日から控除することができます。

用語解説

労働時間とは

労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間のことです。

法定労働時間とは

労働基準法で定められている労働時間の上限のことです。
休憩時間をのぞき、1日8時間、1週40時間と定められています。

法定休日とは

労働基準法で定められた労働者の休日のことです。
使用者は労働者に週に1回、または4週間を通じて4日以上の子休日を与えなければならないと定められています。

たとえば、日曜日を法定休日と定めた場合

月	8:00～17:00(休憩1時間)
火	8:00～17:00(休憩1時間)
水	8:00～17:00(休憩1時間)
木	8:00～17:00(休憩1時間)
金	8:00～17:00(休憩1時間)
土	8:00～17:00(休憩1時間)
日	法定休日

法定労働時間
1日8時間×5日＝計40時間

→ 時間外労働

土曜日の8:00～17:00は、
時間外労働になります

ご注意
ください!!



具体的には、何から取り組めば良いですか？



まずは、

1

従業員の
労働時間の把握
から、しっかり取り組みましょう!

2

時間外労働の上限規制
36協定の提出

3

有給休暇の年5日取得義務

4

時間外労働の割増率UP

対応しないと罰則はあるの？



法定労働時間以上の残業や法定休日出勤を課す場合、「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結し、「36協定届」を労働基準監督署に届け出る必要があります。「36協定届」を届け出ずに時間外労働や法定休日労働をさせた場合、労働基準法違反となります。
※36協定を従業員と締結していない企業は、残業が禁止。

36(サブロク)協定を締結していない場合は、1時間であっても労働者を残業させることはできません。これに違反した場合「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」が事業主に科せられます。

年次有給休暇の年5日取得義務に違反した場合にも、事業主に「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」が科せられることになります。

5年間の猶予期間があるからといって、それまで取り組まなくて良いわけではないんだね



36協定とは

労働基準法36条に基づき、時間外労働や休日勤務等について、労使間で結ばれる協定のことです。会社は法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える時間外労働および休日勤務などを命じる場合、書面による協定(36協定)を結び労働基準監督署に届け出る義務があります。違反した場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。
36協定は労働者が1人であっても届け出る必要があります。

就業規則とは

雇用主と従業員の間の雇用に関するルールを事業場ごとに定めたものです。
常時10人以上の労働者を使用する雇用主は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届出をしなければなりません(労働基準法89条)。

労働者名簿とは

労働者名簿とは、従業員を雇う場合に作成、整備する義務がある書類(労働者の氏名や採用した日など、企業が雇用している従業員の情報)のことです。
会社の規模などに関係なく、従業員を雇い入れている場合は、労働基準法第107条によって、作成、整備が義務づけられています。

※労働者名簿は、法定三帳簿のうちのひとつです。法定三帳簿とは、労働基準法によって、会社の規模に関わらず、設置が義務づけられた、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿のことを指します。

労働契約書、雇入通知書とは

労働者を雇い入れる際に、事業主(雇用者)は労働者に対し、労働条件等について書面による通知が必要です。労働条件等…雇用期間、仕事の内容、勤務時間、休日、賃金等。



長建国保から七〇歳以上の皆様へ

■毎年八月は『高齢受給者証』の切替時期です。

七〇歳以上の方には、七十五歳で後期高齢者医療制度に移るまでの期間、長建国保より「高齢受給者証」を交付しています。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限が本年七月三十一日までのため、八月一日以降は新しい高齢受給者証の交付を受けていただき、病院等で受診される際には

保険証と一緒に病院窓口に提示しなければなりません。今回切替の対象となる皆様には、長建国保事務局より高齢受給者証の切替案内を六月中旬頃に封書にて郵送しています。

得金額、課税標準額などを証明する書類の提出が必要となります。

対象となる皆様には、必要書類をご準備の上、本年七月三十一日までは切替の手続きをお済ませの上、新しい高齢受給者証の交付を受けて下さい。

▼課税所得証明書のご準備を



平成三十一年度の市民税・県民税が〇円となる方は、一カ月毎の病院代が軽減される場合がありますので、お住まいの市町村役場の住民税窓口にて世帯で長建国保に加入している全員の課税所得証明書の交付を受けて組合へ提出して下さい。詳しくは所属支部又は長建国保（〇九五・一八六二・一八四六三）までお問い合わせ下さい。

▼住民税が課税されない方
Ⅱ公的証明書が必要Ⅱ

巡回健診の実施について

（健診会場の変更）
7月21日 時津町北部コミュニティセンター → 建設技能会館（組合本部）
多くの皆様に健康診断を受診していただけるよう、各地区巡回型による健康診断を開催します。日頃からお忙しい皆様にも是非この健康診断を年に一度の健康チェックとしてご活用いただきますようご案内いたします。

巡回健診実施予定会場（下記会場の中からお選び下さい。）

実施日	時間帯	会場（予定）
7月7日(日)	9時～12時	諫早市健康福祉センター
7月21日(日)	9時～12時	建設技能会館（組合本部）
9月8日(日)	9時～12時	佐々町文化会館
9月29日(日)	9時～12時	建設長崎大村支部事務所
10月27日(日)	9時～12時	島原文化会館
11月10日(日)	9時～12時	相浦地区公民館
11月24日(日)	9時～12時	時津町北部コミュニティセンター

受診対象者
受診対象者は、本年4月1日現在で長建国保に加入している40歳以上の方（同日現在の加入者で翌年3月31日までに40歳になる方を含む）で、長建国保の特定健診受診券の交付を受けている方です。
尚、受診対象者以外の方でも自己負担2,000円で基本検査項目を受診することが出来ます。

受診申込方法
受診ご希望の方は、所定の「巡回健康診断申込書」にご記入の上、実施日の2週間前までに組合支部窓口へお申込下さい。
お申込はFAX及び郵送でも受け付けています。

○FAXの場合：FAX 番号 095-862-6246
○郵送の場合：〒852-8021 長崎市城山町29-26 長建国保宛
※お申込後、健診実施機関より健診日時及び注意事項など、詳細な受診案内書が送付されますので必ずご確認ください。

受診に必要なもの
特定健康診査受診券、保険証、健診機関から送付される受診票、実費（選択検査項目申込者のみ）、検査用容器など

巡回健診の検査項目
《基本検査項目》（受診者全員：自己負担なし）
身体測定（身長・体重・BMI・腹囲）、血圧測定、医師問診、尿検査（尿糖・尿蛋白）、血液検査（脂質検査・肝機能検査・血糖検査）、胸部レントゲン検査、腎機能検査、心電図検査、貧血検査、痛風検査、視力・聴力

《選択検査項目》（希望者のみ：一部自己負担）			
選択検査を受診される方は下記受診料金を健診当日に係員に現金にてお支払下さい。			
選択検査項目	受診料金(税込)	選択検査項目	受診料金(税込)
前立腺がん検査	1,000円	胃がん検査（ペプシノーゲン）	1,500円
子宮頸がん検査（自己採取法）	1,500円	胃がん(ABC)検査(ペプシノーゲン+ピロリ菌)	2,000円
肝炎検査（B型・C型）	2,300円	骨粗しょう症、骨密度検査	1,200円
大腸がん検査(検便2日分)	無料	喀痰細胞診(肺がん3日間蓄痰)	無料

《お申込みのお願い》

巡回健診のお申込みは準備の都合上、実施日の2週間前までに組合へお願いします。



令和元年度長崎県内市町実施特定健診【集団健診】日程表《8月～9月》

組合の特定健診は、組合指定の医療機関や巡回健診の他に、県内各市町が実施する特定健診（集団健診）でも受診することができます。今回、下記の通り実施されますのでお住まいの地域で実施される集団健診もぜひご利用下さい。

	日 時		会 場		日 時		会 場		日 時		会 場
長崎市	8月17日(土)	9：30～11：00 13：30～15：00	北公民館（チトセビア3階）	佐世保市	8月6日(火)	9：00～11：00	早岐地区公民館（早岐支所となり）	大村市	9月2日(月)	9：00～10：30 13：00～14：30 17：00～19：00	シーハットおおむら 文化棟
	8月20日(火)	9：15～11：00	琴海南部文化センター		8月7日(水)	9：00～11：00	北地区公民館		9月3日(火)	9：00～10：30 13：00～14：30	竹松出張所
	8月21日(水)	9：15～11：00	琴海文化センター		8月18日(日)	9：00～14：00	中央保健福祉センター6F（高砂町5－1すこやかプラザ）		9月4日(水)	9：00～10：30 13：00～14：30	シーハットおおむら 文化棟
		13：45～15：00	才木公民館		8月20日(火)	9：00～11：00	中里皆瀬地区文化ホール（中里皆瀬地区公民館となり）		9月5日(木)	9：00～10：30 13：00～14：30	郡地区公民館
	8月22日(木)	9：15～11：00	琴海さざなみ会館		8月21日(水)	9：00～11：00	宮地区公民館	雲仙市	8月6日(火)	12：30～14：30	南串山保健福祉センター
	8月29日(木)	9：00～11：00 13：00～14：30	野母地区公民館		8月26日(月)	9：00～11：00	中央保健福祉センター6F（高砂町5－1すこやかプラザ）		8月7日(水)	12：30～14：30	南串山保健福祉センター
	8月30日(金)	9：30～11：00 13：30～15：00	南部市民センター		9月1日(日)	9：00～11：00	中央保健福祉センター6F（高砂町5－1すこやかプラザ）		8月8日(木)	8：00～10：00	南串山保健福祉センター
	9月2日(月)	9：00～11：00	黒浜公民館		9月3日(火)	9：00～11：00	広田地区公民館（重尾町63）		8月9日(金)	8：00～10：00	南串山保健福祉センター
		13：00～14：30	野母崎木場公民館		9月8日(日)	9：00～11：00	江迎地区文化会館		8月10日(土)	8：00～10：00	南串山保健福祉センター
	9月3日(火)	9：00～11：00 13：00～14：30	高浜地区公民館		9月10日(火)	9：00～11：00	山澄地区公民館（潮見町14－14）		8月28日(水)	12：30～14：30	瑞穂町公民館
	9月4日(水)	9：30～11：00	小櫛会館		9月13日(金)	9：00～14：00	相浦総合グラウンド陸上競技場ミーティングルーム		8月29日(木)	12：30～14：30	瑞穂町公民館
		13：30～15：00	式見地区ふれあいセンター		9月29日(日)	9：00～14：00	中央公民館2F（常盤町6－1サンクル3番館）		8月30日(金)	8：00～10：00	瑞穂町公民館
	9月5日(木)	9：00～11：00	脇岬地区公民館	諫早市	8月27日(火)	8：30～11：00	飯盛ふれあい会館	長与町	8月30日(金)	午前	健康センター
	9月6日(金)	9：00～11：00	野母崎樺島地区公民館		8月28日(水)	8：30～11：00	飯盛ふれあい会館		8月31日(土)	午前	健康センター
	9月8日(日)	8：00～11：00	野母崎文化センター		8月29日(木)	8：30～11：00	森山保健センター	◆集団健診ご利用にあたっての注意事項◆ 1. 受診の際は、長建国保が発行した「受診券」と「保険証」、記入済みの「質問票」を必ず持参して下さい。 2. 集団健診は、当該市町に居住する方のみ受診可能です。尚、一部の会場では市町国保に加入する方の受診が優先され人員等の理由により受診できない場合があります。 3. 掲載の日時、会場等については変更される場合があります。 4. 市町によっては、各種がん検診も同時に実施されますので、詳細につきましては、各市町窓口へお問い合わせいただくか、市町発行の広報誌にてご確認ください。			
	9月9日(月)	9：30～11：00	南公民館		9月1日(日)	8：30～11：00	森山保健センター				
		13：30～15：00	新戸町公民館		9月10日(火)	8：30～11：00	田尻公民館				
	9月12日(水)	9：00～11：00 13：00～14：00	伊予島開発総合センター		9月11日(水)	8：30～11：00	小長井文化ホール				
	9月19日(木)	9：00～11：00 13：00～14：30	香焼公民館		9月12日(木)	8：30～11：00	飯盛ふれあい会館				
	9月21日(土)	9：00～11：00	長崎ワシントンホテル		9月17日(火)	8：30～11：00	宇良分館				
	9月24日(火)	9：30～11：00	椿が丘自治公民館		9月18日(水)	8：30～11：00	たらみ会館				
		13：30～15：00	岳路自治公民館		9月19日(木)	8：30～11：00	高来西ゆめ会館				
	9月25日(水)	9：30～11：00 13：30～15：00	川原地区公民館		9月20日(金)	8：30～11：00	森山保健センター				
	9月26日(木)	9：30～11：00 13：30～15：00	蚊焼地区公民館	波佐見町	8月21日(水)・22日(木)	8：00～10：00 13：00～14：30	農村環境改善センター				
	9月30日(月)	9：30～11：00	総合地域施設（宮崎集会所）		8月23日(金)・24日(土)	8：00～10：00 13：00～14：30	総合文化会館				
		13：30～15：00	三和本場自治公民館	川棚町	8月6日(火)～11日(日)	8：15～10：15	中央公民館				

支部だより

佐世保中央支部 旅行会

〓別府で親睦を深める〓

佐世保中央支部では、五月一九日・二十日の二日間、名景別府の湯で歩き疲れた支部親睦旅行を開催しました。組合員さん・主婦会を含め二十三名で、大分県の別府方面に向け朝八時に支部を出発しました。

出発して間もなくビールで乾杯。程なく、最初の目的地、如意輪寺に到着。「かえるの置物」が多数あり通称かえる寺と呼ばれるテレビ取材や芸能人も訪れる有名なお寺。また住職さんによる説法、「元気に長生きするコツ」を皆さん感心しながら聴かれました。

その後、日田森のビール園にて昼食。竹田市の武家屋敷を巡り、別府タワー下に



～杵築の城下町にて～

天気の方はあいにくの雨模様でしたが、大きく崩れる事もなく、無事支部に帰着する事ができました。バス車内では次回旅行や各行事の話もされていて、更なる親睦を深める旅行となりました。

(松浦)

諫早支部 官公需業者会旅行

〓各時代の躍動感を感じる旅〓

異例の猛暑に見舞われた五月二十六日(日)、諫早官公需業者会は七名の参加で二年ぶりの旅行を実施。あつ年ぶりの旅行を実施。あつという間の三日間で、北海



～支笏湖にて～

道央地方の木造・レンガ・石造建物を見学してきました。木造建物は小樽地所の「にしん御殿」と呼ばれる旧青山別邸。家主は明治、大正を通じて、ニシン漁で巨万の富を得た小樽の網元で青山留吉、政吉の親子。政吉は娘の政恵と共に美意識が高く一流好みの人物で、別邸を造るに当たり、時の



レンガ庁舎」を見学。明治時代の洋風建築は国内では少なく、明治二十一年に建築され、昭和四十四年に重要文化財の指定を得た建物は、間口六一m、奥行き三六m、塔頂部間で三三m。レンガ二五〇万個や木材は道内で調達し、建築されたそうです。石造建物はニッカウキスキー事務所、蒸留所等。ウキスキーを試飲して、少し酔っ払い、ガイドさんの説明は何処へやら。今回三か所の明治、大正、昭和時代の建物を見学できたのは良い経験で、各時代の躍動感を感じました。最後に、今回参加してもらった会員皆様、お疲れ様でした。

諫早官公需業者会

西山 和之

平戸支部 業者会 定期総会

〓名所・名物を堪能した一泊二日〓

平戸業者会では、五月十三日・十四日の二日間で定期総会を実施しました。今回が四十回目の総会という事で、



～角島灯台にて～

海を渡り山口県まで足を運びました。朝八時に出発し、十二時過ぎに最初の目的地である秋吉洞に到着しました。昼食の名物瓦そばを堪能し、いざ洞窟探検

へ。当日は二十七度の暑さを感じる気温でしたが、洞窟内は十七度と少し肌寒いくらいです。ひんやりとした内部見学の最中、ある方が一言「崩れたらどうしよう」と。本音が冗談かはさておき、約一キロの探索を終え無事地上へと帰還しました。その後、松陰神社の参拝を済ませ宿泊先の湯元温泉へと向かいました。

総会を終え、皆様お楽しみの懇親会へと移り、地元食の食事やお酒を堪能し、楽しい時間を過ごしました。二日目は、朝から雨の予報でしたが、幸いなことに各見学地で雨が降るといったことはなく、神社や角島灯台といった景色を十分に楽しむことが出来ました。最後に北九州の門司港にて名物焼カレーを堪能し、見学と買物を済ませ、帰途へとつきました。

(西田)

大村支部 プラチナ友の会 茶話会

〓菖蒲もカラオケも大盛況〓

六月一日(土)、大村支部ではプラチナ友の会茶話会を開催しました。昼十二時に



～大村支部にて～

支部事務所に集合し、大村の菖蒲の花が満開。「おむら花菖蒲まつり」も開催されており、多くの見物客や出店で賑わいを見せていました。大村城の櫓を背景に記念撮影を終えたら、事務所へ戻り

大村支部 青年部 清掃活動

〓沢山のゴミを集め、地域に貢献〓

五月二十六日(日)、大村支部青年部は朝の清掃活動と大村公園敷地内を三グループに分かれて清掃開始。国道の歩道の植込み



～大村公園にて～

は一目見ると綺麗ですが、植え込みの中を覗いてみると缶やペットボトル、たばこの吸い殻等のゴミが隠されるように捨てられていま

(山本)